

平成 29 年 6 月 30 日

各位

沼津信用金庫

「後見支援預金」取扱開始について

弊庫は後見支援信託と同等の機能を備え、手続きが簡便で費用のかからない「後見支援預金」の取扱いを、平成 29 年 7 月 3 日より開始いたします。

記

1. 名 称 後見支援預金
2. 取扱開始 平成 29 年 7 月 3 日（月）
3. 利用対象者 家庭裁判所が「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」を交付した者
4. 特 徴
 - ・ 家庭裁判所の指示書に基づき取引を行う
 - ・ 普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できない
 - ・ 最低預入単位の制限はない
 - ・ 定期預金の金利を付与する（店頭表示金利 1 年もの）
 - ・ 自動振込の基本手数料を免除とする
 - ・ 振込手数料（自動振込含む）を免除とする

以上

お問い合わせ先

担当部 沼津信用金庫 相談センター
電話番号 0120-300-191（平日 9:00～17:00）
担当者 海田、山本